

似顔絵捜査官運用要領の制定について

最終改正 令和4年3月31日 徳総第43号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

匿名性の進行する犯罪情勢への的確な対応を図るため、被疑者等の似顔絵を作成する能力が優れた者を似顔絵捜査官として指定し、全県下的な運用を図るため、似顔絵捜査官運用要領を定め、必要な事項を定めたものである。

似顔絵捜査官運用要領の内容は、

- 似顔絵捜査官の指定、任務及び運用
- 指定の取消
- 管理
- 報告
- 教養訓練

等について定めている。